（例）

**本様式は、参考としてお示しするものです。参考にされる場合は、事業所のサービス内容等実情を十分に精査して反映させたうえで利用してください。**

●●ヘルパー事業所長浜市介護予防・日常生活支援総合事業

における指定第一号訪問事業（総合事業訪問介護）運営規程

（事業の目的）

第１条　社会福祉法人（株式会社）●●が設置する●●ヘルパー事業所（以下「事業所」という。）において実施する長浜市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第一号訪問事業（総合事業訪問介護）（以下、「総合事業訪問介護」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、要支援状態等にある利用者に対し、総合事業訪問介護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な総合事業訪問介護の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業所が実施する事業は、ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯に対し、日常生活に必要な家事等について、その利用者が可能な限りその者の居宅において、その状態を踏まえながら生活援助等の支援を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上をめざすものとする。

２　事業の実施にあたっては、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、他のサービス事業者、地域の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

３　総合事業訪問介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、関係機関への情報の提供を行う。

４　前３項のほか、「長浜市介護予防・日常生活支援総合事業における総合事業訪問介護事業の人員、設備及び運営並びに総合事業訪問介護事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準並びに報酬等を定める要綱」（平成２８年長浜市告示第６６号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業の運営）

第３条　総合事業訪問介護の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（事業所の名称等）

第４条　事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名　称　●●ヘルパー事業所

（２）所在地　長浜市●●町●●番地

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第５条　事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

（１）管理者　１名

管理者は、従事者および業務の管理を一元的に行う。

（２）サービス提供責任者　●名以上

・訪問型サービス個別計画等の作成等を行い、利用の申込みに係る調整をすること。

・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議等への出席、利用者に関する情報の共有等地域包括支援センター等との連携に関すること。

・従事者に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。

・従事者の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。

（３）従事者　●名以上（常勤　●名以上、非常勤　●名以上）

従事者は、個別サービス計画等に基づき総合事業訪問介護の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第６条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（１）営業日　●曜日から●曜日までとする。

ただし、祝日、●月●日から●月●日までを除く。

（２）営業時間　午前●時から午後●時までとする。

（３）サービス提供時間　午前●時から午後●時までとする。

（総合事業訪問介護の内容）

第７条　事業所で行う総合事業訪問介護の内容は次のとおりとする。

（１）訪問型サービス個別計画等の作成

（２）身体介護

（３）生活援助

（利用料等）

第８条　総合事業訪問介護を提供した場合の利用料の額は、「長浜市介護予防・日常生活支援総合事業における総合事業訪問介護事業の人員、設備及び運営並びに総合事業訪問介護事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準並びに報酬等を定める要綱」（平成２８年長浜市告示第６６号）上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額を利用者負担額とする。２　次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、次の額を徴収する。

　　通常の事業の実施地域を越えたところから、片道分を●キロメートルあたり●●円

３　前２項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分したもの）について記載した領収書を交付する。

４　総合事業訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

５　費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

６　法定代理受領サービスに該当しない事業に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

（通常の事業の実施地域）

第９条　通常の事業の実施地域は、平成18年2月13日市町村合併前の旧●●町、旧●●町の区域とする。

（衛生管理等）

第１０条　従事者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

（緊急時等における対応方法）

第１１条　従事者は、総合事業訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族等に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合等は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

２　総合事業訪問介護の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

３　事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。

４　利用者に対する総合事業訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（苦情処理）

第１２条　総合事業訪問介護の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

２　事業所は、提供した総合事業訪問介護に関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

３　事業所は、提供した総合事業訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）

第１３条　事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

２　事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、介護保険法等関係法令・例規に基づくもののほか、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

３　従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。

４　事業所は、従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とするものとする。

（虐待防止に関する事項）

第１４条　事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

（１）高齢者の人権擁護、虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

（２）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

（３）その他虐待防止のために必要な措置

２　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第１５条　事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を設けるものとする。

２　事業所は、総合事業訪問介護に関する諸記録を整備し、そのサービス提供をした日から２年間保存するものとする。

３　この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人（株式会社）●●と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第１６条　事業所は、従業者の資質向上のため、認知症ケア等の研修の機会を確保する。

（事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供）

第１７条　事業者は、事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、次に掲げる事項を長浜市へ届け出る。

（１）廃止し、又は休止しようとする年月日

（２）廃止し、又は休止しようとする理由

（３）現に総合事業訪問介護を受けている者に対する措置

（４）休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

附　則

この規程は、●年●月●日から施行する。